情報セキュリティ方針

制 定 日：２００３年　9月　1日
改 訂 日：２０２５年　6月２０日
株式会社　福島県中央計算センター
代表取締役社長　永　田　嗣　昭

情報セキュリティ方針

当社は、お客様から委託された「情報及び情報システム」ならびに当社が独自に所有する「情報及び情報システム」等について情報セキュリティ対策を講じ維持管理する。また、正常な企業活動及び組織運営を維持し、お客様の情報資産への安全・安心及び信頼に繋がる情報セキュリティ水準を維持するため、情報セキュリティに関する活動方針を下記のとおり定める。

（１）当社は、情報セキュリティ推進組織を設置し、情報資産の適切な管理に努めます。
（２）当社は、情報セキュリティに関する社内規程等を整備し、実施します。
（３）当社は、情報セキュリティの確保に必要な教育を従業者に対し適宜実施します。
（４）当社は、適切な人的・組織的・技術的施策を講じ、情報システム及び情報資産に対する不正侵入、情報漏えい、改ざん、紛失・盗難、破壊、利用妨害等が発生しないよう努めます。
（５）当社は、万一情報セキュリティ上の問題が発生した場合には、すみやかにその原因を究明し、その被害を最小限に止め、事業継続の確保に努めます。
（６）当社は、情報セキュリティに関係する法令、その他の社会的規範を順守します。
（７）当社は、上述の活動を継続的に見直し、改善に努めます。

情報セキュリティ目的

（１）お客様より委託された情報システムの開発・構築に関する情報を厳重に管理します。
（２）お客様より預かる情報、データ等の運用管理、保守に関する信頼性を向上します。
（３）お客様への情報サービスの提供は、正確で適宜利用可能な体制を維持管理します。

適用範囲

本方針は、役員、従業員、および協力会社社員（以下、従業者という）ならびに、当社が管理する情報資産すべてに適用します。

周知

本方針は、従業者に対し教育やイントラネット等にて周知します。また、利害関係者には開示提供いたします。

順守義務と罰則

本方針および情報セキュリティに関連するマニュアル・規程類に違反する行為を行った従業者は、就業規則または契約等に定めるところにより懲戒を受けることがあります。協力会社については、契約違反の対象とします。